令和9・10 年度
愛媛県建設工事等競争入札
参加資格審査申請
（県内工事）

審査申請の手引き

〔申請要領〕

【新規申請用】

愛媛県

目　次

建設工事等競争入札参加資格とは 4

Ⅰ　建設工事等競争入札参加資格の申請について 4

受付期間及び受付時間 4

申請に関する留意事項 4

（１）申請内容の公表 4

（２）申請に用いる言語及び通貨単位 4

資格の有効期間 4

お問合せ先 4

Ⅱ　建設工事等競争入札参加資格申請に必要な書類（添付書類）について 7

添付書類の提出方法について 7

Ⅲ　申請システムについて 7

利用者登録について 7

①　令和７・８年度建設工事等競争入札参加資格を有している方 7

②　今回申請が初めての方・過去に資格を有していたが、令和７・８年度建設工事等競争入札参加資格を有していない方 8

③　行政書士等、申請者以外の代理人が申請を行う方 8

申請内容の審査に関する注意事項 8

Ⅳ　申請方法について 9

入札参加資格審査申請手順について 9

Ⅴ　添付書類について 29

添付書類の内容について 29

（１）納税証明書(未納がないことの証明・非課税であることを証明するもの(個人県民税)) 29

（２）役職員数 30

（３）本件との非常事態に関する協定コード表 31

（４）建設機械の保有状況 32

（５）雇用・健康・厚生年金加入状況 32

（６）週休２日の休暇制度の規定状況 33

（７）「ひめボス宣言事業所」基本認証の取得状況 33

（８）就業規則における育児休業制度及び介護休業制度の規定状況 33

（９）次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況 33

(10) 建設業労働災害防止協会（建災防）への加入状況 33

(11) 第三者賠償責任保証保険 33

(12) 不当要求防止責任者講習受講状況 33

(13) 地域貢献活動の状況 33

(14) インターンシップ、出前講座に関する協定の締結状況 33

(15) えひめ・ゼロカーボン・チャレンジ企業認定 34

(16) 満 35 歳未満の技術関係職員の雇用状況 34

(17) 女性の技術関係職員の雇用状況 34

(18) 建設機械運転業務の有資格者の在籍状況 34

(19) 防災士等の有資格者の在籍状況 35

(20) 障害者雇用情報 35
(21) 表彰受賞歴 35
(22) 申請要件（参考） 35
VI　審査結果の通知について 36

建設工事等競争入札参加資格とは

愛媛県が発注する建設工事及び森林整備課工事並びにこれらに付随する測量、調査又は設計の業務委託（製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約に係る契約を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加するために必要な資格です。なお、資格を取得したことにより、自動的又は直ちに発注があるということではありませんので、ご留意願います。

Ⅰ　建設工事等競争入札参加資格の申請について

★令和９・10年度競争入札参加資格審査申請から、システムによる電子申請となりました。

電子申請を行うためには、インターネットに接続できる環境が必要です。（対応OSはWindows11のみです。スマートフォンでの申請はできません。）また、申請に必要な書類（以下「添付書類」という。）をPDF形式のファイルでシステムに添付していただく必要があるため、スキャナ等も必要になります。

※　添付書類については電子データに限ります。パソコンやスキャナがない等やむを得ない事情がある場合には、P4の送付先まで郵送等により、すべての添付書類を提出してください。

受付期間及び受付時間

〔定期受付〕（令和９年４月１日登録のため一定期間を設け、一斉に申請を受け付けます。）

令和８年11月９日（月）から令和８年12月21日（月）まで（11月14日、15日、23日を除く）

※土・日曜、祝日は、問い合わせ対応はできません。

〔受付時間〕

午前９時～午後８時（システムの稼働時間内）

※ やむを得ずこの時間内にシステムを停止する場合は、ホームページ等において通知します。

申請に関する留意事項

（１）申請内容の公表

入札参加資格を取得された方は、入札参加資格者名簿に登載し、県ホームページ等により、商号又は名称及び当該法人の所在地（個人事業主にあっては事業所の所在地）を公表します。（営業所等に契約を委任した場合には、営業所等の内容を公表します。）

（２）申請に用いる言語及び通貨単位

言語及び通貨単位は、原則として日本語及び日本国通貨に限ります。やむを得ず、外国語で記載しているものは、日本語の訳文を付記又は添付してください。金額欄は外国の通貨単位によらず、出納官吏員事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して入力してください。

資格の有効期間

令和９年４月１日から令和11年３月31日まで。

お問合せ先

★システムに関すること（ヘルプデスク）　受付期間中のみ

愛媛県資格申請システムヘルプデスク

TEL ： 0120-95-9445（フリーダイヤル）

メール：fjj-cont-calsehimelb@dl.jp.fujitsu.com

※ 受付時間：平日９時～18時

※メールは24時間受付可能ですが、ご回答は既存の上記の受付時間内で実施いたします。

※受付期間中のみの対応のみ可能です。申請開始前、申請期間以降は利用不可となります。

〇対応させていただくお問合せ

・資格申請システムを利用するための PC 設定

・資格申請システムの操作に関するもの

〇対応不可のお問合せ

・一般的な PC 操作（例：ZIP ファイルの解凍方法など）

・資格申請の要領、規約、入力内容に関すること

★システムに関すること以外、全般の問い合わせ

愛媛県総務部総務管理局行政経営課　TEL ： 089-968-2294

※ 受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分(ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分を除く)

※フォームでのお問い合わせはこちらから：https://logoform.jp/form/XG6n/1846142

★申請内容の補正指示に関する問い合わせ及び添付書類を郵送で送付する場合の送付先

申請者の住所（本社所在地）の区分によって審査機関が分かれています。

提　出　先	申請者の所在地	
	建設工事	測量・建設 コンサルタント等
愛媛県土木部土木管理局土木管理課 〒790-8570　松山市一番町四丁目４番地２ 電話番号　089-912-2643	県　外	すべて （県内及び県外）
東予地方局四国中央土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒799-0404　四国中央市三島宮川四丁目６番55号 電話番号　0896-24-4455（内線308、309）	四国中央市	
東予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒793-0042　西条市喜多川796番地１ 電話番号　0897-56-1300（内線408、448）	新居浜市、西条市	
東予地方局今治土木事務所管理課（契約・建設業係） 〒794-0027　今治市南大門町二丁目５番地１ 電話番号　0898-23-2500（内線262、268）	今治市、越智郡（上島町）	
中予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒790-8502　松山市北持田町132番地 電話番号　089-909-8769（ダイヤルイン）	松山市、伊予市、東温市、 伊予郡（松前町、砥部町）	
中予地方局久万高原土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒791-1201　上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号　0892-21-1210（内線415、416）	上浮穴郡（久万高原町）	
南予地方局大洲土木事務所事業管理課（契約・建設業係） 〒795-8504　大洲市田口甲425番地１ 電話番号　0893-24-5121（内線304）	大洲市、喜多郡（内子町）	
南予地方局八幡浜土木事務所管理課（契約・建設業係） 〒796-0048　八幡浜市北浜一丁目３番37号 電話番号 0894-22-4111（内線406、407）	八幡浜市、 西宇和郡（伊方町）	
南予地方局西予土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒797-0015　西予市宇和町卯之町五丁目175番地3 電話番号　0894-62-1331（内線134）	西予市	
南予地方局建設部管理課（契約・建設業係） 〒798-8511　宇和島市天神町７番１号 電話番号　0895-22-5211（内線407）	宇和島市、 北宇和郡 （松野町、鬼北町）	
南予地方局愛南土木事務所用地管理課（契約・建設業係） 〒798-4194　南宇和郡愛南町城辺甲2420 電話番号　0895-72-1145（内線205）	南宇和郡（愛南町）	

※ 受付時間：平日８時30分～17時15分(ただし、12時00分から13時00分を除く)

※ 申請の補正指示については、審査機関から電話又はシステムを通じてご連絡します。

Ⅱ　建設工事等競争入札参加資格申請に必要な書類（添付書類）について

「法人」の場合と「個人」の場合で、それぞれ添付する書類が異なります。また、添付書類の詳細及び愛媛県様式（★）については、県ホームページ
（https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/160244.html）に掲載しています。

添付書類の提出方法について

入札参加資格審査申請システムでの申請に変更となったことに伴い、添付書類は電子データをシステムにアップロードすることとしています。

やむを得ず、添付書類の電子データをシステムにアップロードできない事業者においては、システム添付ファイル登録画面で「提出書類を郵送するため、添付ファイル登録は実施しません。」に必ずチェックのうえ、下表のとおり所管の提出先へ郵送等により提出することとしてください。

【電子提出の場合】

・アップロードできるファイルは1つだけで、容量は10MBまでです。
（1つのPDFにまとめる、複数のPDFファイルをZip化するなど、1つのファイルとしてください。）

・一つのPDFにまとめる場合は、提出要領P3の表「添付書類」の番号順になるよう作成してください。
複数ファイルをZip化する場合は、個々のファイル名を添付書類の名称と一致させてください。

・チェックリストについては、入力のうえ、PDF化するかExcelシートをそのまま添付してください。
（書類の写し等は、PDFファイルとしてください。）

・電子ファイル名は、提出要領P3の名前（①-1等番号もつける）としてください。

【郵送等による提出の場合】

・ホッチキス留め等は外し、提出要領P3の表「添付書類」の番号順に並べて、提出してください。
（返却は致しません。）

・写しを提出する場合は、全て片面印刷としてください。

・紙で提出の際は、該当書類に右上に提出要領P3の表の番号（①-1、④等）を記入してください。

＜郵送提出先＞　P6の送付先にご提出ください。

Ⅲ　申請システムについて

申請システムについては、こちらのホームページにアクセスを行ってください。
（https://www.ebid-bes.pref.ehime.jp/Shinsei/main?uji.verb=startUp&madoguchiCode=M380000）

※　システムの利用には、事前の利用者登録または申請者情報の登録が必要です。

利用者登録について

（具体的な登録方法については、「愛媛県入札参加資格審査申請システム利用者登録の手引き」をご確認ください。）

①　令和７・８年度建設工事等競争入札参加資格を有している方

愛媛県行政経営課より入札参加資格者へ「利用者番号」を通知しています。**（利用者登録を行う必要はありませんが、パスワードの再設定と申請者情報を登録する必要があります。「愛媛県入札参加資格審査申請システム利用者登録の手引き」のP17以降を参考に、事前にパスワードの再設定と申請者情報を登録してください。）**

※　令和７・８年度建設工事等競争入札参加資格を有しているが、利用者番号が分からない場合は、以下の問い合わせ先をご利用ください。
問い合わせ先：https://logoform.jp/form/XG6n/1846142

② 今回申請が初めての方・過去に資格を有していたが、令和７・８年度建設工事等競争入札参加資格を有していない方

利用者登録を行い、「利用者番号」及び「パスワード」を取得してください。

③ 行政書士等、申請者以外の代理人が申請を行う方

利用開始申請（代理人）を行い、「利用者番号」及び「パスワード」を取得してください。

※令和７・８年度建設工事・コンサルの競争入札参加資格を有していないものの、令和８～10年度競争入札参加資格（製造の請負等）は有している事業者は、以下の問い合わせ先をご利用ください。

問い合わせ先：https://logoform.jp/form/XG6n/1846142

申請内容の審査に関する注意事項

（1）申請内容の修正等については、愛媛県の審査担当者（以下「審査担当者」という。）が、申請担当者へ電話又はシステムの補正指示によって連絡します。明らかな誤字、脱字等の軽微な修正の場合には、審査担当者において、職権訂正を行いますので、ご了承ください。

※　補正指示があった場合には、申請担当者のメールアドレス宛にシステムから修正依頼メールが送信されます。

（2）補正指示によって申請情報を差し戻しされた場合で、**指定された期限までに必要な補正が完了しない場合や遅延の連絡等がない場合には、審査を打ち切ります**ので、審査担当者からの補正指示等については、速やかに対応をお願いします

。

（3）再度申請を行う場合には、改めて新規申請から行っていただくこととなります。

（4）申請に必要な添付書類については、**原則、全てをシステムに添付してください。**やむを得ず紙とする場合は全てを郵送にて提出してください。**（一部のみシステム添付、一部のみ郵送の取扱いは受け付けません。）**

（5）添付書類のうち、特に使用印鑑届については、印鑑の確認ができるよう印影がはっきり分かるようにスキャナでスキャンしてください。印影が分かりづらい場合は、再添付いただく場合があります。

Ⅳ　申請方法について

入札参加資格審査申請手順について

入札参加資格審査申請システムへアクセスしてください。

（https://www.ebid-bes.pref.ehime.jp/Shinsei/main?uji.verb=startUp&madoguchiCode=M380000）

（１）システムログイン画面



項目	入力内容
利用者番号・パスワード （詳しくはP7を確認してください。）	**① 令和７・８年度建設工事等競争入札参加資格を有している方** 別途、愛媛県から通知している「利用者番号」及び再設定した「パスワード」でログインしてください。 ※パスワード再設定後にこの画面からログインしてください。 **② 今回申請が初めての方、若しくは、過去に資格を有していたが、令和７・８年度建設工事等競争入札参加資格を有していない方** 利用者登録によって取得した「利用者番号」及び「パスワード」からログインしてください。 **③ 行政書士等、申請者以外の代理人が申請を行う方** 申請者が“自身の”「利用者番号」及び「パスワード」でログインし、委任登録（次頁参考）してください。その後、代理人が、代理人利用者登録によって取得した“代理人の”「利用者番号」及び「パスワード」からログインしてください。 入力は https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/160244.html にある、愛媛県共同利用入札参加資格審査申請システム操作マニュアル～申請者編～の第４章を参考にしてください。

（２）提供サービス一覧画面（申請者がログインした場合①）

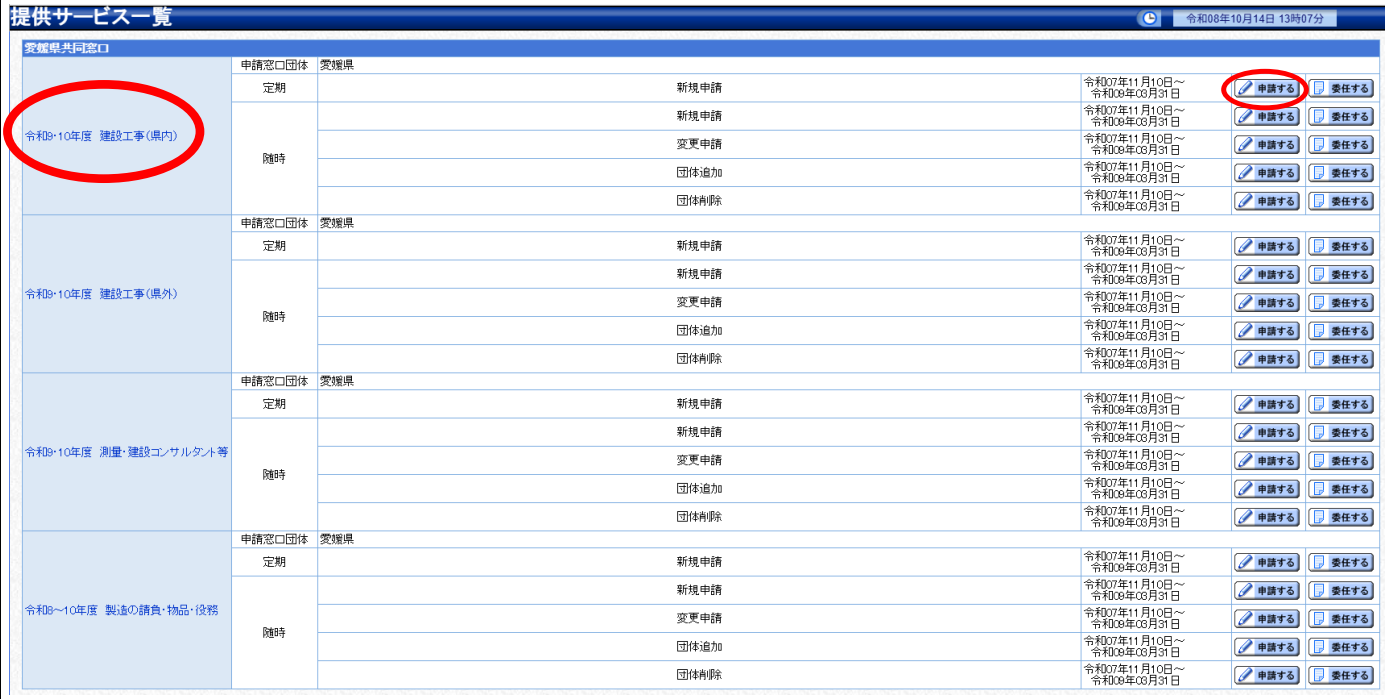

画面説明	
定期　新規申請	令和８年 11 月９日から 12 月 21 日の「定期受付」期間中（令和９年４月１日登録）の申請です。 〇令和 9・10 年度　建設工事（県内）から下記を参考にして進んでください。 **≪申請者自身が申請する場合≫** 【申請する】から進んでください。 **≪代理人が申請する場合≫** 申請者が“自身の”利用者登録番号でログインした状態で、【委任する】から利用者番号（代理人）を入力して委任情報を登録してください。登録後、委任登録番号が表示されますので、控えておいてください。（登録する有効期限内であれば、委任者が申請手続きを行うことができます。）その後、代理人が“代理人の”利用者番号でログインし、【申請する】から進んでください。

（３）受任者情報検索画面（代理人がログインした場合②）

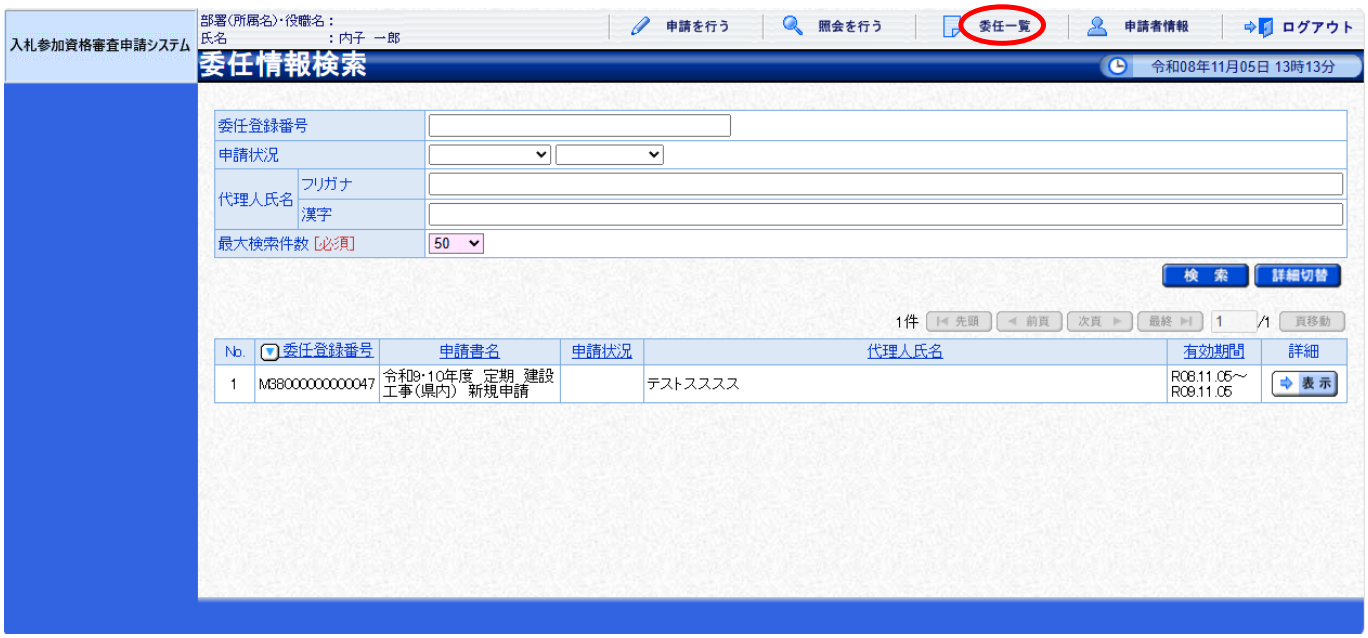

画面説明

【受任一覧】をクリックし、委任登録番号を入力して検索してください。該当の登録案件詳細から【表示】へ進んでください。

（委任登録番号は、申請者が委任登録を行った際に表示されています。委任登録を行った申請者へ番号の確認を行ってください。）



画面説明

登録内容を確認し、間違いがなければ【申請】へ進んでください。

（４）申請先団体選択画面

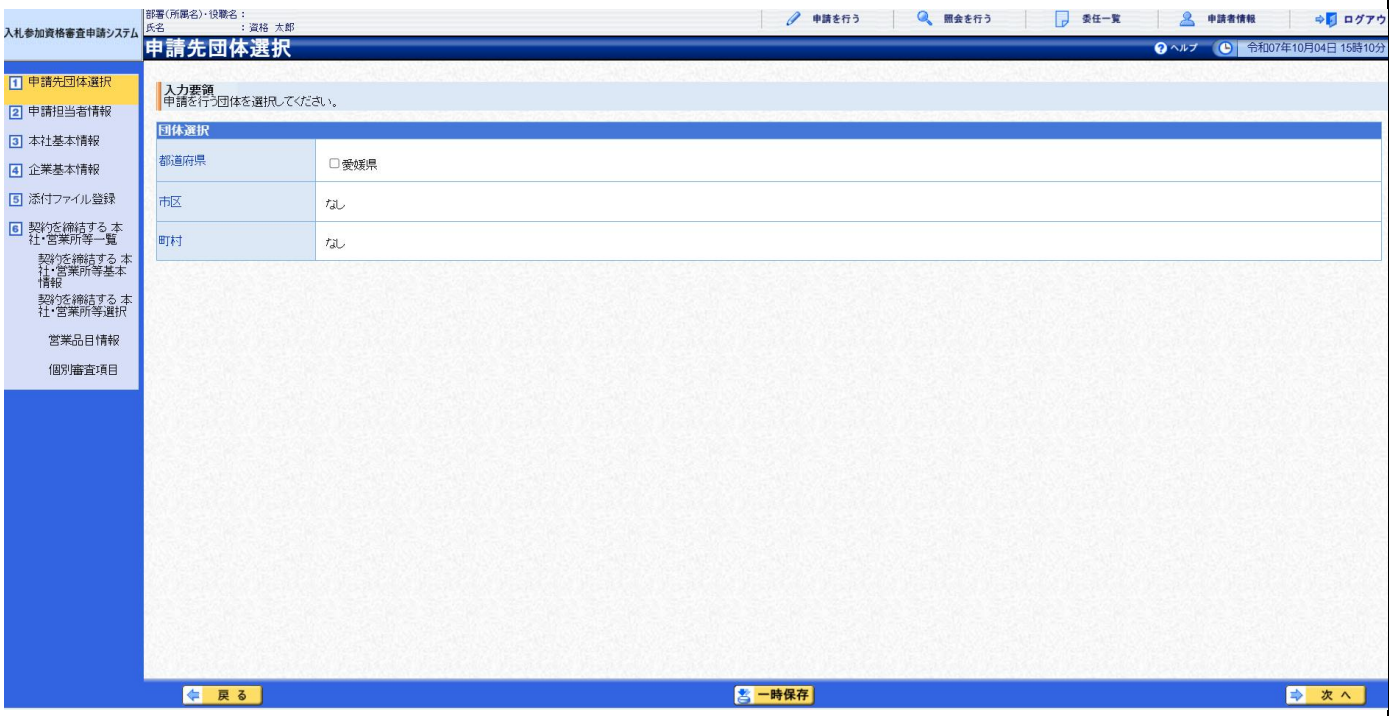

画面説明
愛媛県に☑のうえ、【次へ】進んでください。

（５）申請担当者情報画面

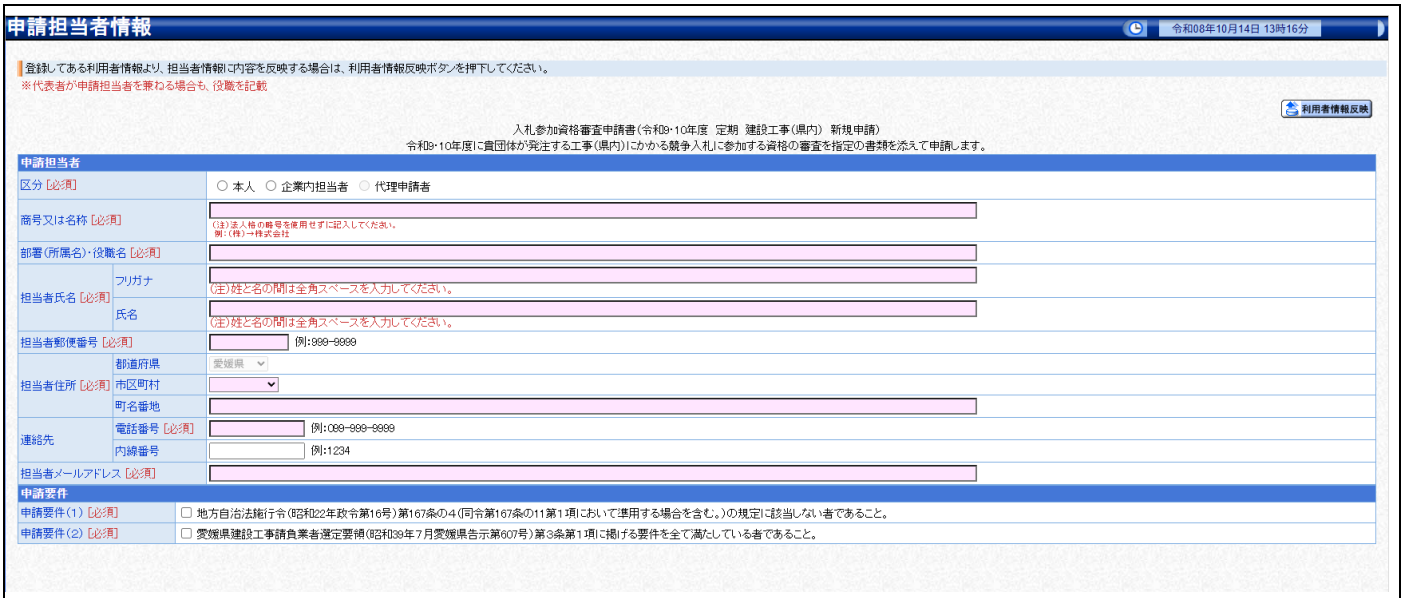

申請項目	入力内容
画面右上【利用者情報反映】を押下すると、利用者情報登録時の情報が反映されます。 反映後、内容に修正がありましたら、下記の内容のとおり修正してください。	
区分 （どれか１つを選択してください。）	本人・・・・・・・・・・・・・法人代表者又は個人事業主 企業内担当者・・・・・申請業者の担当者 代理申請者・・・・・・・行政書士等、申請業者から委任を受けた者
商号又は名称	登記事項証明書に記載している商号又は名称を入力してください。 法人の種類は、略号を用いず、株式会社等と会社名の間に空白（スペース）をいれず入力してください。個人の場合は屋号を入力してください。 例）株式会社競争資格　愛媛支店・・・・・・・・・・・○ 株式会社□競争資格　愛媛支店・・・・・・・・・×（スペースを入れない） 参加資格株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○ 参加資格㈱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・×（略号を用いない）
部署（所属名）・役職名	申請担当者の部署（所属名）・役職名を入力してください。
担当者氏名・フリガナ	申請担当者の氏名（フリガナ（全角カナ））を入力してください。 姓と名の間に空白（スペース）を入力してください。
担当者郵便番号・住所	申請担当者の所属する部署の郵便番号（半角数字）・住所（全角）を入力してください。
連絡先	申請担当者の連絡先（電話番号）を入力してください。
担当者メールアドレス	申請担当者のメールアドレスを入力してください。 ※ 入力誤りのないよう十分に注意してください。
申請要件	各項目にチェックを入れてください。 申請要件については、P35（２２）申請要件（参考）を確認ください。

（６）本社基本情報画面

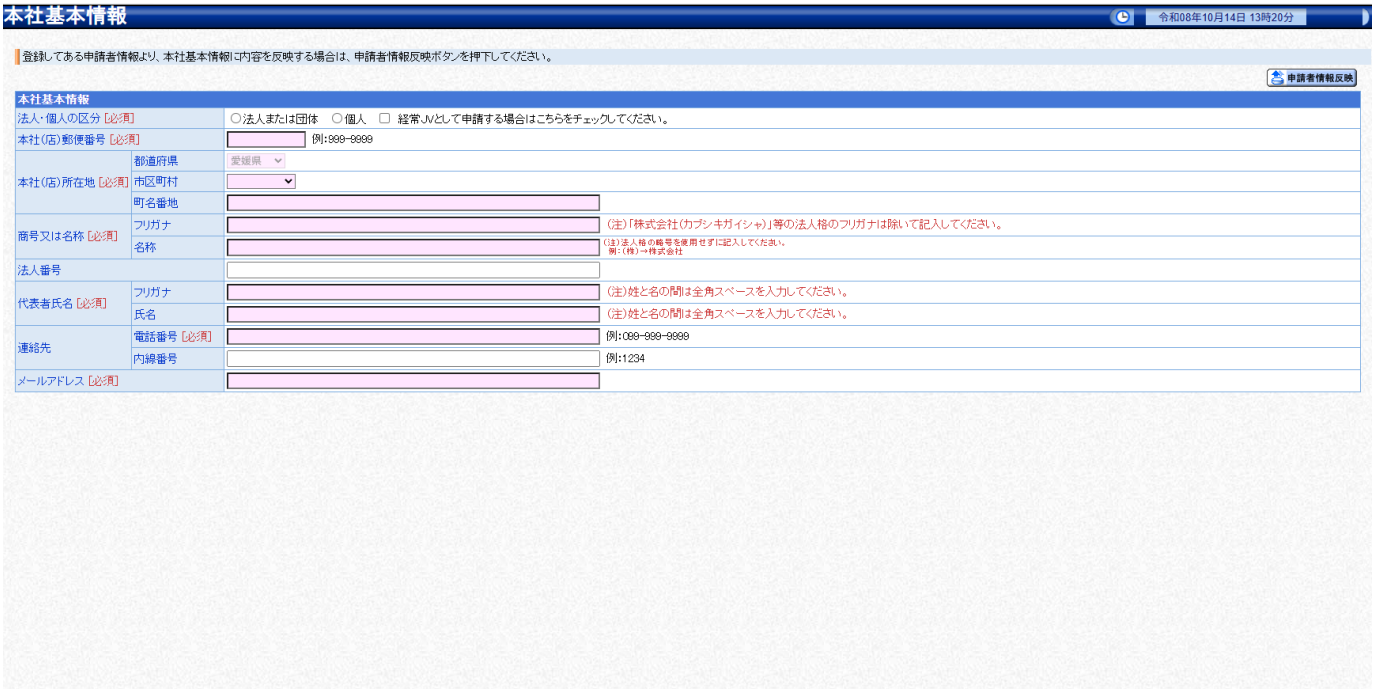

申請項目	入力内容
画面右上【利用者情報反映】を押下すると、利用者情報登録時の情報が反映されます。 反映後、内容に修正がありましたら、下記の内容のとおり修正してください。	
法人・個人の区分 （どちらか１つを選択してください。）	「法人または団体」・・・・・・・株式会社、一般財団（社団）法人、組合等 「個人」・・・・・・・・・・・・・・・・個人事業主
本社（店）郵便番号・所在地	郵便番号（半角数字）・登記事項証明書に記載されている住所（全角）を入力してください。
商号又は名称・フリガナ	前頁（申請担当者情報画面）に記載のとおり、商号又は名称・フリガナ（全角カナ）を入力してください。
法人番号	国税庁法人番号検索ホームページを確認するなどし、入力してください。個人事業主等法人番号がない場合は、入力不要です。
代表者氏名・フリガナ	代表者の氏名・フリガナ（全角カナ）を入力してください。 姓と名の間に空白（スペース）を入力してください。
連絡先	本社（店）の代表電話番号を入力してください。
メールアドレス	本社（店）の代表メールアドレスを入力してください。 ※ 代表メールアドレスがない場合には、申請担当者のメールアドレスを入力してください。（行政書士等、代理申請者のアドレスは不可。）

（７）企業基本情報画面①

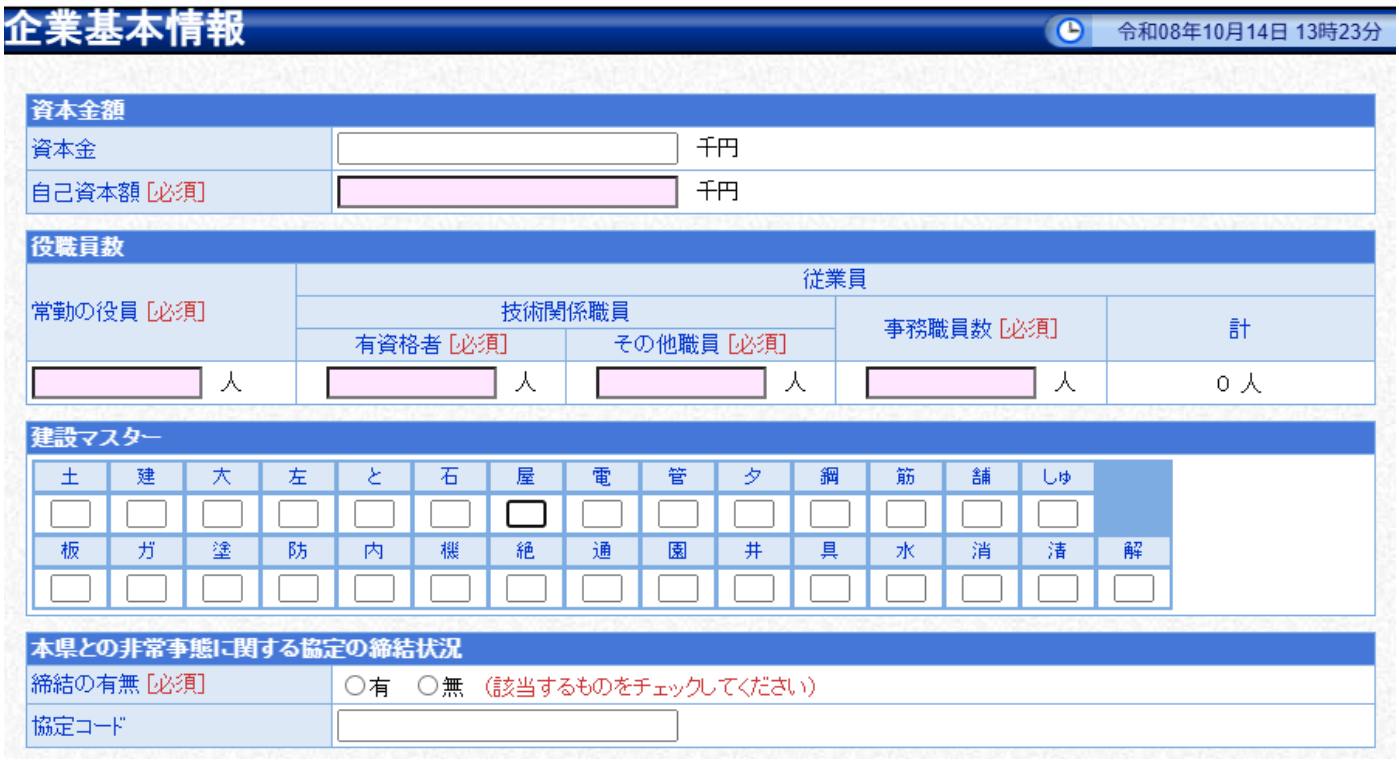

申請項目	入力内容
資本金額	経営事項審査の総合評定値通知書の「自己資本額」を入力してください。（総合評定値通知書の「自己資本額及び利益額」欄に記載の「自己資本額」を転記してください。）
役職員数	経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日における役員及び従業員の人数を入力してください。※該当者が存在しない場合は「0」を入力してください。添付ファイルについては、P30 を参考にしてください。 従業員数のうち、「技術関係職員」の「有資格者」の人数は、建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第２号イ若しくはハに該当する職員数を入力し、「その他職員」の人数は「有資格者」以外で技術関係に従事している職員数を入力してください。 なお、「その他職員」、「事務職員」は、申請者に直接雇用されている常勤職員（期間を定めることなく雇用されている者。以下同じ。）のみを計上し、出向者や派遣労働者、パート及びアルバイト等は含めることはできません。 ※「有資格者」のうち役員である者については、「常勤の役員」にのみ計上してください。（「有資格者」には計上しないでください。）
建設マスター	入札参加資格審査申請時の優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者（建設マスター）について、担当業種に雇用人数を入力してください。また、優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者(建設マスター)表彰状の写しを添付してください。
本県との非常事態に関する協定の締結状況	締結の有無にチェックを入れるとともに、P31 の協定コードの入力をお願いします。

（７）企業基本情報画面②

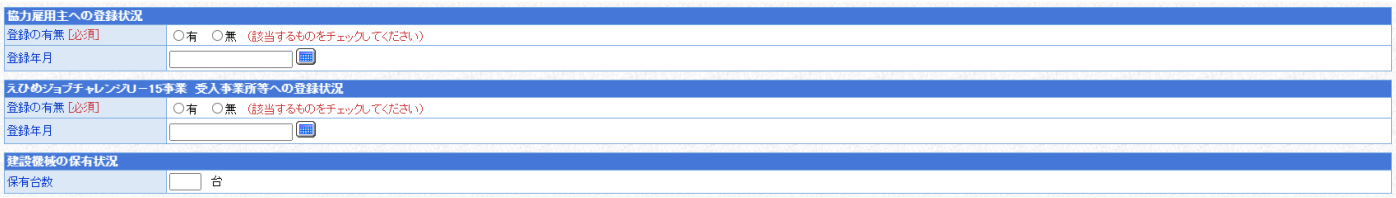

申請項目	入力内容
協力雇用主への登録状況	法務省保護観察所への協力雇用主としての登録の有無について、該当するものにチェックを入れてください。「有」の場合、登録年月を入力するとともに、保護観察所が発行する証明書を添付してください。
えひめジョブチャレンジＵ－15 事業　受入事業所等への登録状況	えひめジョブチャレンジ U-15 事業の受入登録事業所等の登録の有無について、該当するものにチェックを入れてください。「有」の場合、登録年月を入力してください。（令和８年 10 月 31 日までに登録されたものが対象となります。） ※えひめジョブチャレンジ U-15 事業：中学生を対象とした原則５日間連続で行う職場体験学習。 ※県ＨＰ：https://ehime-jcu15.com/
建設機械の保有状況	経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日において、自ら所有又は審査基準日から１年７月以上の使用期間が定められたリース契約を行っている次に掲げる全ての建設機械の台数を入力してください。 Ａ－①　経営事項審査で評価された機械 「ショベル系掘削機」、「ブルドーザー」、「トラクターショベル」、「モーターグレーダー」、「ダンプ車」、「移動式クレーン」、「高所作業車」、「締固め用機械」、「解体用機械」、「不整地運搬車」、「アスファルトフィニッシャ」 （添付する経営事項審査の総合評定値通知書に台数が記載されているもの） Ａ－②　「Ａ－①」以外で「経営事項審査で評価される機械」及び「建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械」 Ｂ　建設業の用に供する船舶（独航機能を有するものも含む。） また、Ｐ32 の添付書類を提出してください。

（７）企業基本情報画面③

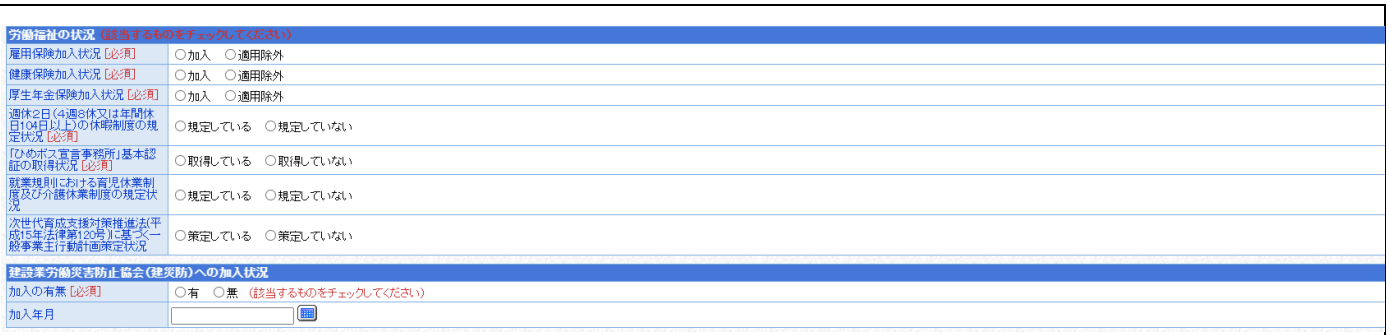

申請項目	入力内容
労働福祉の状況	【①雇用・健康・厚生年金加入状況】 申請日における社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入状況について、該当するものにチェックを入れてください。申請を行うためには、全て「加入」又は「適用除外」になっていることが必要です。該当の場合はＰ32 の添付書類を提出してください。 【②週休２日の休暇制度の規定状況】 就業規則に４週８休又は年間休日 104 日以上の休日制度を明記し、労働基準監督署に届出を行っている場合、規定しているにチェックを入れてください。該当の場合はＰ33 の添付書類を提出してください。 【③「ひめボス宣言事務所」基本認証の取得状況】 ひめボス宣言事業所認証制度要綱に基づき、愛媛県知事が「ひめボス宣言事業所」として認証されていれば取得しているにチェックを入れてください。該当の場合はＰ33 の添付書類を提出してください。 【④就業規則における育児休業制度及び介護休業制度の規定状況】 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第２条に定義する育児休業制度及び介護休業制度を就業規則に規定し、労働基準監督署に届出を行っている場合、規定しているにチェックを入れてください。なお③で規定しているにチェックを入れた場合はチェックできません。該当の場合はＰ33 の添付書類を提出してください。 【⑤次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況】 次世代育成支援対策推進法に基づく当該行動計画を策定し、愛媛労働局に届出を行っている場合、策定しているにチェックを入れてください。なお③で取得していないにチェックを入れ、④で規定している場合のみ回答できます。該当の場合はＰ33 の添付書類を提出してください。
建設業労働災害防止協会（建災防）への加入状況	建設業労働災害防止協会加入の有無についてチェックを入れてください。「有」の場合、加入年月を入力してください。該当の場合はＰ33 の添付書類を提出してください。

（７）企業基本情報画面④

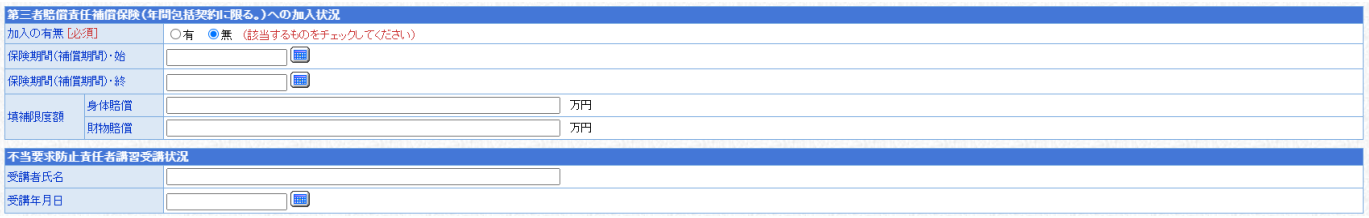

申請項目	入力内容
第三者賠償責任補償保険（年間包括契約に限る。）への加入状況	次の要件をすべて満たす第三者賠償責任補償保険への加入の有無について該当するものに☑を入れてください。「有」の場合、保険期間及びてん補限度額を入力してください。 ①工事中及び工事引渡し後に発生した不測の事故で第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することになった場合に補償する保険（工事中・工事引渡し後の対人・対物事故を対象とし、下請負人に起因する損害を補償の対象に含むものであること。） ②保険期間が１年以上の包括契約（入札参加資格申請を行う全業種について保険期間中のすべての工事を保険対象とするもの）であること。 ③申請日が保険期間に含まれているものであること。 該当の場合はＰ33 の添付書類を提出してください。
不当要求防止責任者講習受講状況	令和５年４月１日から令和８年 10 月 31 日までの間において、愛媛県公安委員会から委託を受けて、(公財)愛媛県暴力追放推進センターが実施する不当要求防止責任者講習（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 14 条第２項に基づく講習）を受講した者が、受講時から申請日現在まで引き続き在籍している場合、受講者氏名と受講年月日の入力してください。 該当の場合はＰ33 の添付書類を提出してください。

（８）その他の活動の状況



地域貢献活動の状況

	活動の概要	主催者	活動期間･始	活動期間･終	活動人数
1					人
2					人
3					人
4					人
5					人
6					人
7					人
8					人
9					人
10					人

インターンシップ、出前講座等の実施状況

	活動の概要	主催者	活動期間･始	活動期間･終
1				
2				

「えひめゼロカーボン･チャレンジ企業」の認定状況

認定状況 [必須] ○認定されている ○認定されていない

申請項目	入力内容
地域貢献活動の状況	過去２年間（令和６年 11 月 1 日～令和８年 10 月 31 日）において、国、県、市町、公益法人、愛媛県建設産業団体連合会及び同連合会会員団体が主催する地域貢献活動へ参加した場合に、その活動状況について入力してください。※該当ない場合は空欄としてください。 なお、愛媛県公共土木施設愛護事業、いわゆる「愛リバー・サポーター制度」、「愛ロード・サポーター制度」及び「愛ビーチ・サポーター制度」については、自社がサポーターとして参加する場合のほかサポーターの構成員等としての参画する場合も含め、すべての活動参加実績について評価します。 また、公益法人制度改革によって、一般社団法人若しくは一般財団法人へ移行した法人については、当該法人が公益目的支出計画の実施期間中に主催する活動は評価対象とします。 （例）河川や道路等の清掃活動、環境保全活動、交通安全推進運動への協力等 ※災害協定に基づく訓練パトロールは評価の対象とはなりません。 該当の場合はＰ33 の添付書類を提出してください。
インターンシップ、出前講座に関する協定の締結状況	過去２年間（令和６年 11 月 1 日～令和８年 10 月 31 日）において、学生等（大学生、短期大学生、高等専門学校生及び高校生）のインターンシップ（有償の場合を含む）の受入、出前講座の実施等の若年者入職促進の取組を行った場合に、その活動状況について入力してください。 ※該当ない場合は空欄としてください。 該当の場合はＰ33 の添付書類を提出してください。
えひめ・ゼロカーボン・チャレンジ企業認定	えひめ・ゼロカーボン・チャレンジ企業認定について、該当するものにチェックを入れてください。 認定されている場合はＰ34 の添付書類を提出してください。

（９）系列会社情報

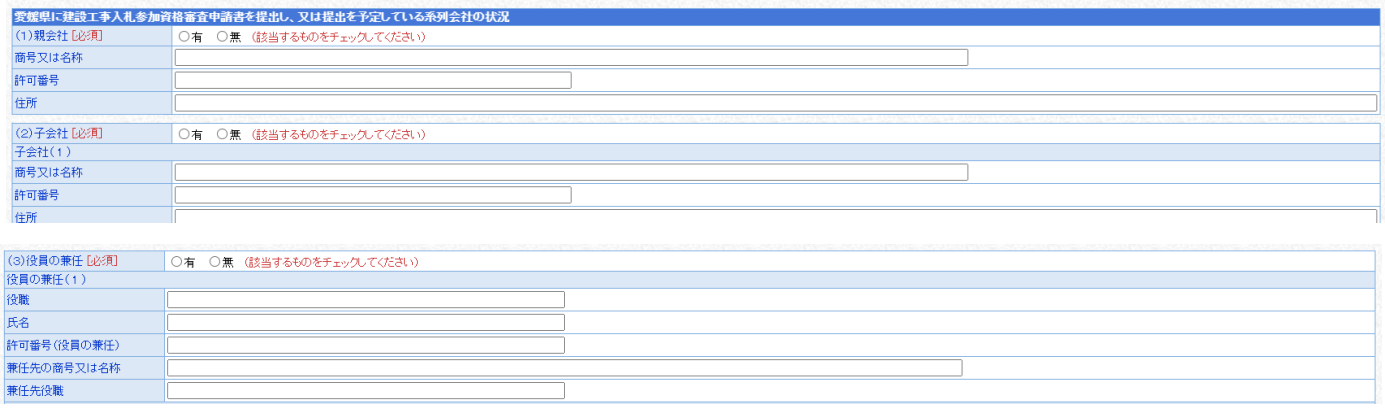

申請項目	入力内容
親会社	親会社がある場合は、「有」をチェックして、親会社の「商号又は名称」「許可番号」「住所」の入力してください。 ここで入力する系列企業（親・子会社、役員の兼任）は、議決権のうち40%以上を親会社の計算（他人名義も含む。）において所有しているものをいいます。
子会社	子会社がある場合は、「有」をチェックして、子会社の「商号又は名称」「許可番号」「住所」の入力してください。
役員の兼任	役員の兼任がある場合は、「有」をチェックして、「役職」「氏名」「許可番号（役員の兼任）」「兼任先の商号又は名称」「兼任先役職」「兼任先役職」の入力をしてください。

（10）監督処分情報

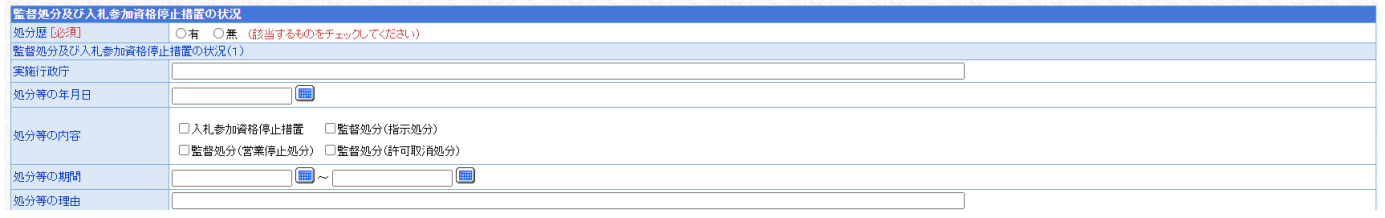

申請項目	入力内容
監督処分及び入札参加資格停止措置の状況	令和６年 11 月１日から令和８年 10 月 31 日までに入札参加資格停止措置（愛媛県知事が行った措置に限る。）又は建設業法に基づく監督処分（指示処分、営業停止処分又は許可取消処分（同法第 29 条第１項第４号の規定に基づく許可取消処分を除く。）をいう。）を受けている場合、「有」チェックを入れ、その内容を入力してください。 なお、「処分等の内容・期間」及び「処分等の理由」は、できるだけ簡潔に入力してください。

（11）雇用状況情報①



申請項目	入力内容
満 35 歳未満の技術関係職員の雇用状況	申請日における満 35 歳未満の技術関係職員について入力してください。申請者に直接雇用されている常勤職員（申請日以前に３カ月以上の雇用関係にある者に限る。）のみを記載し、代表者、役員、出向者、派遣労働者、パート及びアルバイト等を記載することはできません。 ※該当ない場合は空欄としてください。 （生年月日を入力すると自動で年齢が表示されます。） 「職種」欄は、鉄筋工、左官、溶接工等、従事している職種を入力してください。該当がある場合はＰ34 の添付書類を提出してください。
女性の技術関係職員の雇用状況	申請日における女性の技術関係職員について入力してください。申請者に直接雇用されている常勤職員（申請日以前に３カ月以上の雇用関係にある者に限る。）のみを記載し、代表者、役員、出向者、派遣労働者、パート及びアルバイト等を記載することはできません。 ※該当ない場合は空欄としてください。 「職種」欄は、鉄筋工、左官、溶接工等、従事している職種を入力してください。 該当がある場合はＰ34 の添付書類を提出してください。

（11）雇用状況情報②

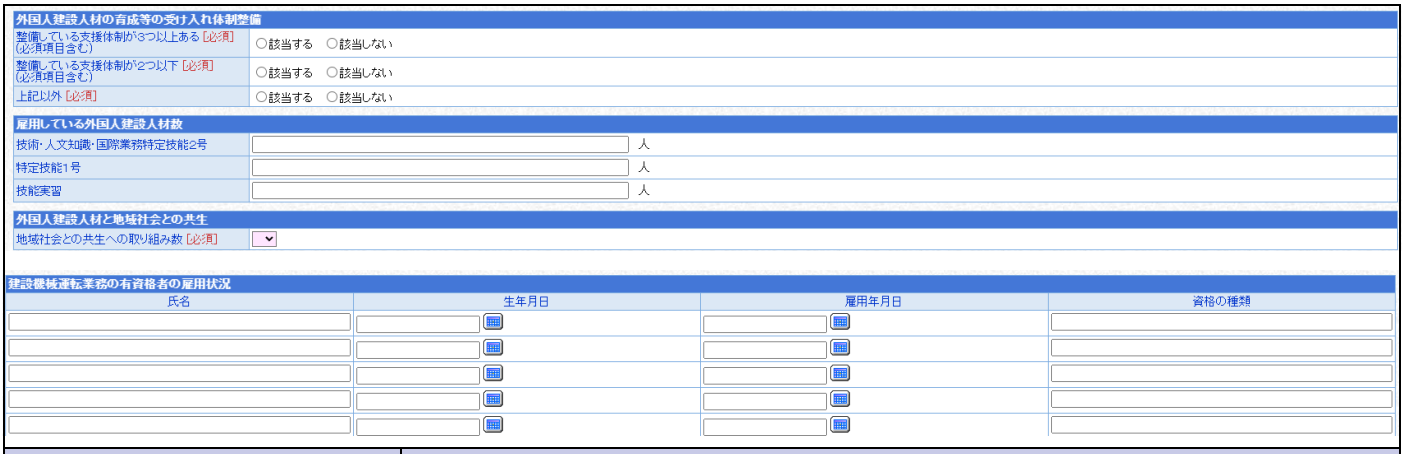

申請項目	入力内容
外国人建設人材の育成等の受け入れ体制整備	外国人建設人材にかかるチェックリスト（添付様式第７号）の「①　支援体制の充実度」の確認欄の数で当てはまるところにチェックをしてください。なお、相談体制については必須となりますので、相談体制の確認欄にチェックがない場合は、「上記以外」となります。 該当の場合は外国人建設人材にかかるチェックリスト（添付様式第７号）に入力するとともに添付書類と一緒に提出してください。 （添付書類例　社内体制のわかる組織票、技術力向上に資する研修の次第、母国語で表記された看板の写真、外国人が週休２日等適切に休日を確保できたかわかる資料、外国人及びその家族と行政機関へ付き添った日時がわかる表、会社で実施した外国人が参加した懇親会の次第等）
雇用している外国人建設人材数	在留資格別に雇用している外国人建設人材の人数を入力してください。 該当の場合は外国人建設人材にかかるチェックリスト（添付様式第７号）に入力するとともに添付書類（雇用及び在留資格がわかるもの）と一緒に提出してください。 （添付書類例　ハローワークに提出する外国人雇用状況の届出がわかる資料等）
外国人建設人材と地域社会との共生	外国人建設人材にかかるチェックリスト（添付様式第７号）の「③地域社会との共生への取組み」のチェックした項目数を入力してください。 該当の場合は外国人建設人材にかかるチェックリスト（添付様式第７号）に入力するとともに添付書類と一緒に提出してください。 （添付書類例　自治会への加入を進めるビラ、地域の祭りや防災活動に参加した際の写真や名簿、会社で地域住民を招いた研修の次第、地域住民向けの相談受付を記したビラ等）
建設機械運転業務の有資格者の雇用状況	労働安全衛生法に基づく運転業務資格保有者について入力してください。（Ｐ34 の添付書類〔資格等〕に掲げるア～キに該当する資格を有する者に限る）※該当ない場合は空欄としてください。 申請者に直接雇用されている常勤職員（申請日以前に３カ月以上の雇用関係にある者に限る。）、代表者及び常勤の役員が対象であり、非常勤役員、出向者、派遣労働者、パート及びアルバイト等は対象外です。 「資格の種類」欄は、運転技能講習や、免許の種類等を入力してください。該当がある場合はＰ34 の添付書類を提出してください。

（11）雇用状況情報③

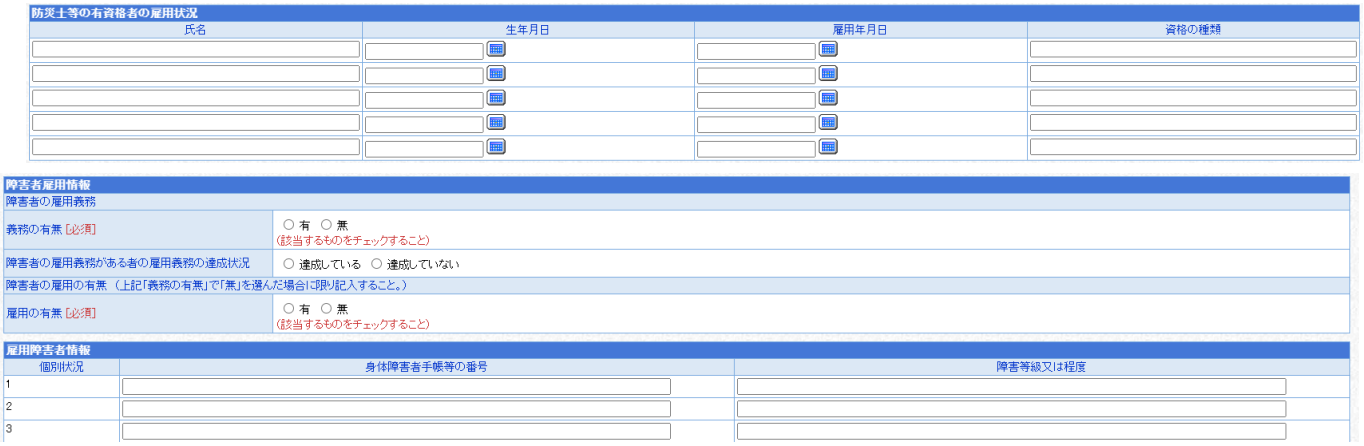

申請項目	入力内容
防災士等の有資格者の雇用状況	防災士、地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士の有資格者について入力してください。 ※該当ない場合は空欄としてください。 申請者に直接雇用されている常勤職員（申請日以前に３カ月以上の雇用関係にある者に限る。技術関係職員に限らず事務職員を含む。）、代表者及び常勤の役員が対象であり、非常勤役員、出向者、派遣労働者、パート及びアルバイト等は対象外です。 該当がある場合はＰ35 の添付書類を提出してください。
障害者雇用情報	「障害者雇用義務の有無」欄は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第 43 条第１項の規定により障害者を雇用する義務の有無について、チェックを入れてください。「有」の場合、令和８年６月１日現在の状況を入力してください。 毎年６月１日時点の雇用状況を「障害者雇用状況報告書」により公共職業安定所（ハローワーク）に報告する必要があります。法定雇用義務の有無について不明な場合は、公共職業安定所（ハローワーク）にご確認ください。 「障害者法定雇用義務がある者の法定雇用義務達成状況」欄は、「障害者雇用義務の有無」欄で「有」を選択した者のみ入力してください。 法定雇用義務達成の達成とは、公共職業安定所（ハローワーク）に提出した「障害者雇用状況報告書」（令和８年６月１日現在）において、「Ｂ雇用の状況」の「⑭　身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」欄が０人である場合です。 「障害者の雇用の有無」欄は、「障害者雇用義務の有無」欄で「無」を選択した者のみ入力してください。 「雇用障害者情報」の欄は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の番号、障害等級又は障害区分を入力してください。（氏名の入力の必要はありません。複数の手帳を所持している場合にはいずれか一つの手帳について入力してください。） 該当がある場合はＰ35 の添付書類を提出してください。

（12）表彰受賞歴

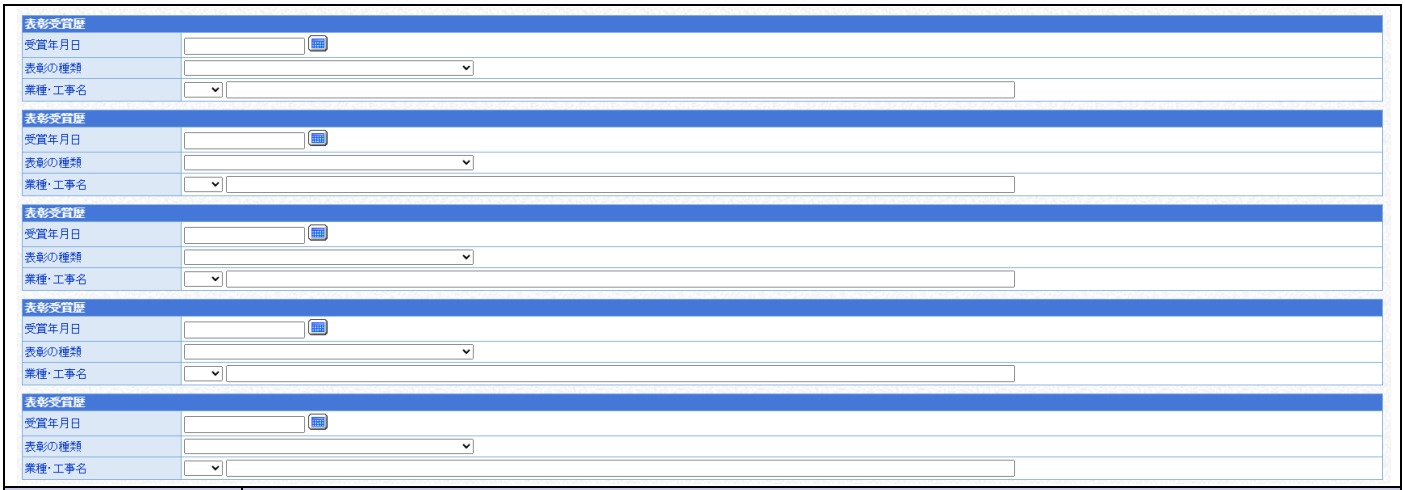

申請項目	入力内容
表彰受賞歴	令和４年度～８年度の５年間に次の表彰受賞歴がある場合に、表彰名及び受賞年月日を入力してください。 表彰の種類についてはリストから選択してください。 該当がある場合はＰ35 の添付書類を提出してください。

表　彰　名
愛媛県優良建設工事知事表彰
四国地方整備局優良工事表彰
四国地方整備局安全工事表彰
四国地方整備局各事務所・管理所優良工事表彰
四国地方整備局各事務所・管理所安全工事表彰
建設業退職金共済制度普及協力者表彰 （（独）勤労者退職金共済機構理事長表彰）
雇用改善優良事業所表彰 （厚生労働大臣、知事又は（一社）愛媛県建設業協会会長表彰）
安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰
障害者雇用優良事業所表彰 （厚生労働大臣、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長、知事表彰）

※「各事務所・管理所」は、松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、肱川緊急治水対策河川事務所、山鳥坂ダム工事事務所、野村ダム管理所、肱川ダム統合管理事務所及び松山港湾・空港整備事業所とします。

（13）添付ファイル登録画面

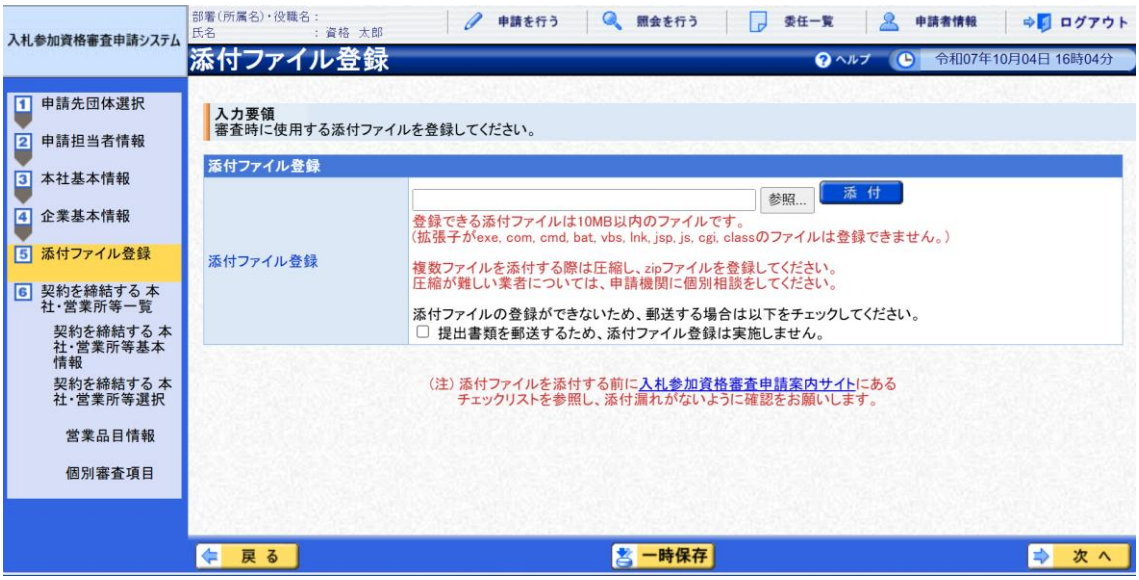

留意事項

○添付ファイル欄に書類を PDF ファイル等にしてアップロードしてください。

○**システムの機能上、１ファイル（最大 10MB）しか添付できませんので、すべての添付書類をまとめて１つの PDF ファイルを作成するか、圧縮（zip）ファイルにしてアップロードしてください。**

○提出方法については、P8 をご確認ください。

※ 紙の書類を PDF データ化するためのスキャナ環境がない方、種類枚数が多くファイル容量が超過する方など、やむを得ず郵送にて書類を提出する方は、【提出書類を郵送するため、添付ファイル登録は実施しません。】にチェックし、次へ進んでください。

※ 一部のみシステム添付、一部のみ郵送の取扱いは受け付けません。

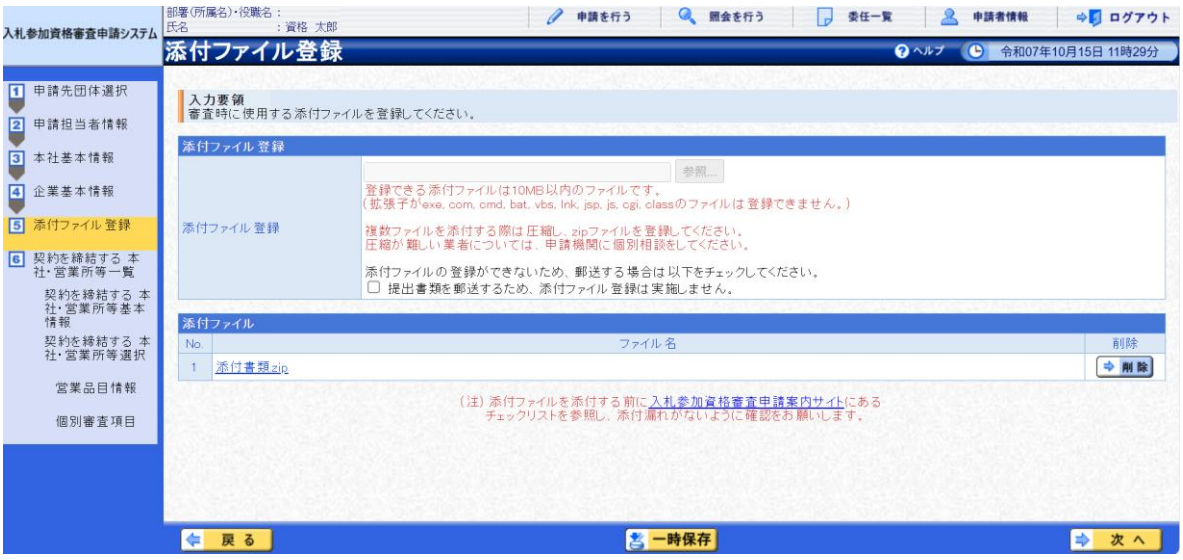

画面説明

○【参照】ボタンをクリックしてファイル選択後、【添付】ボタンをクリックしてファイル登録を行ってください。

（14）工事共通情報

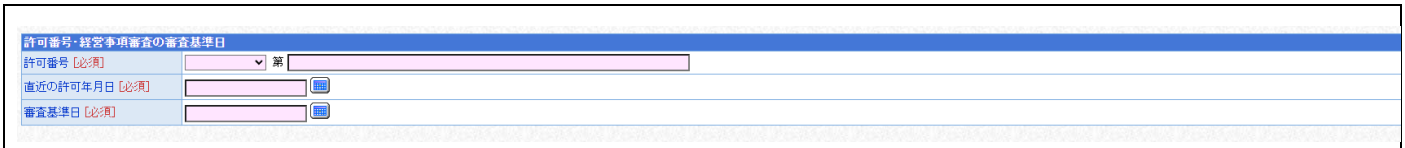

申請項目	入力内容
許可番号・経営事項審査の審査基準日	【許可番号】 建設業許可番号を記入してください。 【直近の許可年月日】 建設業許可にかかる直近の許可年月日を入力してください。 【審査基準日】 添付する経営事項審査の総合評定値通知書の「審査基準日」を入力してください。

（15）契約を締結する本社・営業所等一覧画面②



登録したい情報（本社・営業所等）	手順
本社・営業所等が契約を締結する場合	申請取消に☑が入っていないことを確認し、【選択】ボタンから進んでください。

（16）契約を締結する本社・営業所等基本情報



画面説明
本社基本情報で入力した情報が反映されます。 本社基本情報に修正がある場合には、この画面では修正できないので、本社基本情報入力画面に戻って内容を修正してください。 契約を締結する本社・営業所等の許可業種「１（一般）又は２（特定）を入力」

（17）契約を締結する本社・営業所等選択



確認項目	
申請先団体	愛媛県に☑をつけてください。

（18）契約を締結する本社・営業所等一覧画面②

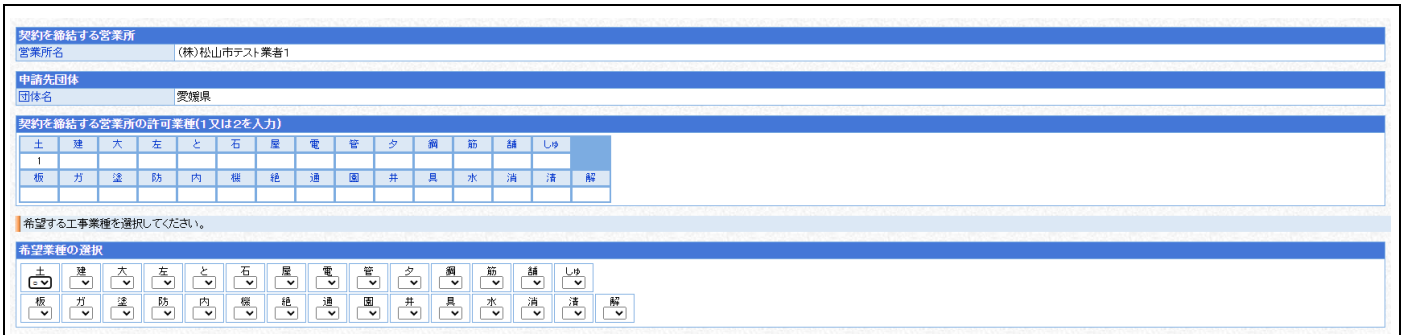

申請項目	申請内容
希望業種の選択	契約を締結する営業所の許可業種のうち、今回、「希望業種の選択」の一覧から、入札参加希望業種に〇を入力してください。

（19）契約を締結する本社・営業所等一覧画面②



申請項目	申請内容
選択可能団体	【申請取消】に☑が入っていないこと、【チェック】欄が「済」になっていることを確認し、【次へ】進んでください。

（20）登録確認画面



確認項目
入力した申請情報を確認し、間違いがなければ【登録】を行ってください。 入力内容を修正する場合、各項目横の【修正】ボタンから、該当の申請入力画面に戻ることができます。 ※【印刷】ボタンで申請内容の印刷が可能です。

（21）結果表示画面



確認項目
申請が完了しました。 添付書類を郵送する場合は、チェックリストの受付番号入力箇所に受付番号下５桁を記入し、提出先へ送付してください。

Ⅴ　添付書類について

添付書類をすべて揃えたうえ申請を行うこととしてください。

（提出要領に添付書類一覧及び各評価項目に係る基準日を掲載していますので参照ください。）

添付書類の内容について

（１）納税証明書（未納がないことの証明・非課税であることを証明するもの（個人県民税））

ア　愛媛県税及び地方法人特別税・地方法人事業税（必須）

★　令和９・10年度申請から、県ホームページで申請いただくことにより、愛媛県税納税証明書の添付を省略することができるようになりました。

手のひら県庁（https://www.pref.ehime.jp/page/110503.html）より、「納税証明書の省略申込」を行っていただき、手続き後、送付されるメールに記載の整理番号12桁をチェックリストへ記入することとしてください。（県税事務所から審査機関へ納税情報が提供されますが、申込から納税状況が確認されるまで１週間程度要します。申請を急ぐ場合、従来の取扱いのとおり、下記機関で納税証明書を取得して、添付してください。）

申請者の住所	審査機関	住所	連絡先
愛媛県外 松山市、伊予市、東温市、 久万高原町、松前町、砥部町	中予地方局 税務管理課	〒790-8502 松山市北持田町132	089-909-8752
新居浜市、西条市、四国中央市	東予地方局 税務管理課	〒793-8516 西条市喜多川796-1	0897-56-5880
今治市、上島町	東予地方局今治支局 税務室	〒794-0027 今治市南大門町二丁目５番地１	0898-23-2500（代）
宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町	南予地方局 税務課	〒798-8511 宇和島市天神町7-1	0895-22-2502
八幡浜市、大洲市、西予市、 内子町、伊方町	南予地方局八幡浜支局 税務室	〒796-0048 八幡浜市北浜1-3-37	0894-22-4111（代）

イ　法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税（必須）（電子納税証明書を含む）

すべての申請者について、税務署窓口で発行された書面（PDFファイル）または電子納税証明書（PDFファイル）のいずれかを添付してください。

≪法人の場合≫

その３の３「法人税」並びに「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用

≪個人の場合≫

その３の２「申告所得税及復興特別所得税」並びに「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用

ウ　個人県民税（個人の場合）（非課税である場合には、非課税）

個人が申請する場合に添付してください。法人の場合は不要です。住民票にある市町役場で取得してください。

【納税証明書に関する留意事項】

○　納税証明書に但し書きがある場合、申請時点で納付期限が未到来であれば、申請が可能です。ただし、申請時点で納付期限が到来している場合は、納付が完了していることが証明できる書類等を添付してください。

○　納税の猶予制度の適用を受けられた方は、「納税の猶予許可通知書の写し」または「納税証明書（その１）」のいずれかを添付することで、申請が可能です。

（２）役職員数

下記（例）を参照の上、最大40名分の在籍状況を証明する書類を添付してください。

※　経営事項審査の総合評定値通知書に計上されている技術者は除く

（例）パターン①（従業員数の「計」の人数が40名を超えない場合）

従業員			
技術関係職員		事務職員	計
有資格者	その他職員		
5　人	13　人	2　人	20　人

その他職員、事務職員　計15名分の書類を添付

（有資格者5名分は経営事項審査にかかる提出書類で確認できるため省略可）

※その際、当該職員が「その他職員」「事務職員」のいずれに該当するかを付記すること。

パターン②（従業員数の「計」の人数が40名を超える場合）

従業員			
技術関係職員		事務職員	計
有資格者	その他職員		
10　人	20　人	30　人	60　人

その他職員、事務職員計50名分のうち、30名分の書類を添付

（有資格者10名分は経営事項審査で確認できるため省略可）

※その際、当該職員が「その他職員」「事務職員」のいずれに該当するかを付記すること。

パターン③（有資格者数が40名を超えている場合）

従業員			
技術関係職員		事務職員	計
有資格者	その他職員		
50　人	10　人	20　人	80　人

有資格者は全て、経営事項審査で確認できるため在籍状況を証明する書類の添付不要

〔在籍状況を証明する書類〕

ア　健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、市町から通知される住民税特別徴収税額決定通知書の写しのいずれか

イ　社会保険に加入しておらず、アを提出できないが雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

ウ　従業員が４人以下の個人事業所で、ア又はイを提出できない場合は、給与所得の源泉徴収票の写し、給与台帳等の写し及び出勤簿の写し。なお、新規採用等により源泉徴収票がない場合は、労働基準法施行規則第５条第３項に規定する書面の写し（労働契約における賃金に関する事項が明らかになる書面。ただし、賃金の支払方法が月給制であるものに限る。）

※　「健康保険」か「厚生年金」のいずれかを確認するため、金額のみマスキングし、「千円」の記載についてはマスキングしないでください。なお、対象者以外の者の欄についてはすべてマスキングしていただいて結構です。

（３）本件との非常事態に関する協定コード表

協定コード	協定の名称（締結先）
01	災害時における建築物の汚泥洗浄等応急対策の支援協力に関する協定 （（一社）日本塗装工業会愛媛県支部）
02	大規模災害時における応急対策業務に関する協定 （（一社）愛媛県建設業協会）
03	大規模災害時における応急対策業務に関する協定 （愛媛県建設産業団体連合会※） ※協定の対象団体に加入している場合に限る。 ・（一社）愛媛県測量設計業協会 ・四国地質調査業協会愛媛支部 ・（一社）愛媛県電設業協会 ・（一社）日本造園建設業協会愛媛県支部 ・（一社）全国道路標識・標示業協会四国支部愛媛県協会 ・（一社）全国特定法面保護協会四国地方支部 ・愛媛県法面工事業協同組合
04	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定 （（一社）日本埋立浚渫協会四国支部、四国港湾空港建設協会連合会、 （一社）日本海上起重技術協会四国支部、全国浚渫業協会関西支部、 （一社）日本潜水協会、（一社）海洋調査協会、 （一社）港湾技術コンサルタンツ協会）
05	大規模災害発生時の道路啓開に関する協定 ((一社)愛媛県建設業協会)
06	大規模災害時における公共建築物の空調衛生設備の応急対策業務に関する協定 （（一社）愛媛県空調衛生設備業協会）
07	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 （（一社）プレハブ建築協会）
08	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 （（一社）全国木造建設事業協会）
09	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 ((一社)日本木造住宅産業協会)
10	災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定 （（一社）愛媛県中小建築業協会）
11	災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧業務に関する協定 （愛媛県管工事協同組合連合会）

（４）建設機械の保有状況

〔機械の保有状況とリース契約の機械に係る申出書〕

記載した建設機械の保有状況等について、台数の合計が 30 台になるまで「添付様式第３号　建設機械保有状況一覧表（入札参加資格審査申請用）」に記載し添付してください。

また、記載した機械のうちリース期間が審査基準日から１年７月以上の使用期間に満たない建設機械については「添付様式第４号　建設機械のリース契約に関する申出書（入札参加資格審査申請用）」を添付してください。添付様式第３号の入力にあたっては、まず、Ａ－①を入力し、続けてＡ－②及びＢを合計台数が 30 台になるまで入力してください。（Ａ－①については、「経審結果通知書掲載の有無」欄の「有」を○で囲んでください。）「名称」欄には、経営事項審査及び建設機械抵当法施行令別表の「名称」のうち、該当するもの（船舶の場合は一般的な名称）を入力してください。

〔機械の保有状況等に係る確認書類〕

Ａ－①　添付書類は不要

Ａ－②及びＢ

保有状況等を証明する書面として、固定（減価償却）資産台帳の写しに加え、次の書面を添付してください。

〔建設機械（購入の場合）〕

売買契約書、譲渡証明書、販売証明書、車検証、特定自主検査記録表、登記簿謄本（登記事項証明書）、建設機械打刻検認証明書等のいずれかの写し

〔建設機械（リースの場合）〕

リース契約書等の写し

〔船舶〕

売買契約書、譲渡証明書、販売証明書、船舶検査証、登記簿謄本（登記事項証明書）、建設機械打刻検認証明書のいずれかの写し

※なお、リースアップ後の機械等で財務諸表への計上がないもの、規格や能力が不明なものなどについては、追加資料（カタログや仕様書、写真等を含む。）を求める場合があります。また、法定の検査を受けていないなど稼動させることが違法な機械については評価対象とはなりません。

（５）雇用・健康・厚生年金加入状況

添付する総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が全て「有」又は「除外」になっている場合、または雇用保険等の加入状況の記載がない経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（令和８年７月１日以降の新基準の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）　を提出する場合は社会保険等の加入状況に関する添付書類は不要。

添付する総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「無」となっているが、その後、当該社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、建設業許可及び経営事項審査における添付書類に準じ、当該事実を証する書類を添付してください。

（雇用保険）

・雇用保険料納入証明書

・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知

（健康保険）

・社会保険料納入証明書

・保険料納付領収証書

※健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて、全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、国保組合の加入証明書、健康保険の適用除外承認書など加入を証明する書類を添付してください。

（厚生年金保険）

・社会保険料納入証明書

・保険料納付領収証書次のいずれかに該当する場合に添付してください。

（６）週休２日の休暇制度の規定状況

就業規則の写し（労働基準監督署の受付印が押印されているもの）に、内容を確認できる箇所に下線等を引いたうえで、添付してください。「就業規則における「週休２日制」の規定」とは、就業規則に４週８休又は年間休日 104 日以上の休日制度を明記し、労働基準監督署に届出を行っているものをいいます。

（７）「ひめボス宣言事業所」基本認証の取得状況

ひめボス事務局が交付するひめボス宣言事業所認証書の写し（有効期間内のものに限る）を添付してください。

（８）就業規則における育児休業制度及び介護休業制度の規定状況

該当する場合は、就業規則の写し（労働基準監督署の受付印が押印されているもの）に、内容を確認できる箇所に下線等を引いたうえで、添付してください。（必要な箇所の抜粋で可）

※週休２日の休暇制度の規定状況の添付書類として就業規則の写しを提出している場合は、改めての添付は不要ですが、内容を確認できる箇所に下線等を引いてください。（必要な箇所の抜粋で可）

（９）次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況

該当する場合は、一般事業主行動計画の写し及び愛媛労働局に提出した一般事業主行動計画策定届の写し（愛媛労働局の受付印が押印されているもの）を添付してください。

（10）建設業労働災害防止協会（建災防）への加入状況

建設業労働災害防止協会愛媛支部長が発行する証明書の写し（証明年月日が申請日から３か月以内のもの）を添付してください。

（11）第三者賠償責任保証保険

「添付様式第６号　第三者賠償責任補償保険加入チェックリスト」を添付してください。

※各要件を満たしていることを確認できる資料（当該保険の加入証明書（保険期間、てん補限度額の記載されたもの））、保険証書の写し、約款の写しなどに、内容を確認できる箇所に下線等を引いたうえ、添付してください。（保険会社、保険名称、加入者、保険期間、補償内容が明記された部分を抜粋したものを添付してください。）

（12）不当要求防止責任者講習受講状況

該当する場合は、不当要求防止責任者講習受講修了書の写しを添付してください。

（13）地域貢献活動の状況

該当する場合は、実施機関（主催者）が証明する「添付様式第１号　地域貢献活動の実績調書」を添付してください。（事業者単独による公共土木施設愛護事業については、当該事業者が実績調書を作成のこと。）

（14）インターンシップ、出前講座に関する協定の締結状況

該当する場合は、「添付様式第２号　インターンシップ事業、出前講座等の実績調書」を添付してください。

※学校等の証明を得てください。ただし、愛媛県建設業協会が実施した「愛媛県建設労働者人材確保等支援事業」としてインターンシップ生の受入を行った場合には同協会を証明者としてください。

（15）えひめ・ゼロカーボン・チャレンジ企業認定

該当する場合は、認定書の写しを添付してください。また、認定の申請中の場合は、申請受付票の写しを添付してください。なお、認定証については、申請期間を過ぎたとしても、メールや郵送により、提出をお願いします。

（16）満 35 歳未満の技術関係職員の雇用状況

入力した技術関係職員のうち、従業員数で在籍状況を証明する書類を添付していない者（審査基準日後に雇用された者等）については、次により証明書類を添付してください。

〔在籍状況を証明する書類〕

ア　健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、市町から通知される住民税特別徴収税額決定通知書の写しのいずれか

イ　社会保険に加入しておらずアを提出できないが雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

ウ　従業員が４人以下の個人事業所で、ア又はイを提出できない場合は、給与所得の源泉徴収票の写し、給与台帳等の写し及び出勤簿の写し。なお、新規採用等により源泉徴収票がない場合は、労働基準法施行規則第５条第３項に規定する書面の写し（労働契約における賃金に関する事項が明らかになる書面。ただし、賃金の支払方法が月給制であるものに限る。）

〔資格等〕

入力した技術関係職員について、技術職であることを証明する書類として次のいずれかを添付してください。

ア　別表に掲げる労働安全衛生法関係資格に係る免許証又は技能講習修了証の写し

イ　建設業退職金共済手帳の写し（共済証紙が貼付されているもの）

ウ　労働基準法第 107 条（労働基準法施行規則第 53 条）の規定に基づく労働者名簿の写し

エ　個別の請負工事において作成される作業員名簿の写し(直近１年以内に作成されたもの)

オ　出勤簿（出面表）及び賃金台帳の写し（直近３カ月分）

カ　主任技術者・監理技術者となり得る資格に係る合格証明書、免許証等、監理技術者資格者証の写し（実務経験の場合は、建設業許可申請に係る「実務経験証明書（建設業法施行規則別紙様式第９号）」又は当該技術者の実務経験に係る受理・受付済み書類一式）

キ　建設キャリアアップカードの写し

（17）女性の技術関係職員の雇用状況

該当する場合は、（１６）に記載されている添付書類と同様ですが、女性とわかる資料を添付してください。

（18）建設機械運転業務の有資格者の在籍状況

〔在籍状況を証明する書類〕

（１６）に記載されている添付書類と同様です。

〔資格等〕

入力した資格保有者について、資格を有することを証明する書類として次のいずれかを添付してください。

ア　小型車両系建設機械特別教育（整地・運搬・積込・掘削）に係る、特別教育修了証の写し
（各実施機関が証明するもので、自己証明は不可。なお、特別教育の種別が明記されていない

場合は、小型車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削）特別教育チェックリスト（添付様式第５号）を添付してください。）

イ　車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込・掘削）に係る、講習修了証又は修了証明書の写し

ウ　１級建設機械施工技術検定合格証及び検定科目（試験科目）証明書の写し（１級合格証には試験科目（合格種別）の記載がありませんので、別途国土交通省の発行する、トラクター系建設機械操作施工法又はショベル系建設機械操作施工法を選択したことを証明する書類を添付してください。）

エ　２級建設機械施工技術検定（第１種、第２種又は第３種）合格証の写し

オ　移動式クレーン運転士免許の写し

カ　小型移動式クレーン運転技能講習に係る、講習修了証の写し（平成２年９月以前に小型移動式クレーン特別教育を修了した者については、小型移動式クレーン運転技能特例講習修了証を添付してください。）

キ　職業能力開発総合大学校の発行する証明書の写し（労働安全衛生規則別表第三令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械の運転の業務の項第三号又は第四号に該当する者であることの証明書）

（19）防災士等の有資格者の在籍状況

〔在籍状況を証明する書類〕

上記（１６）に記載されている添付書類と同様です。

〔資格〕

入力した資格保有者について、資格を有することを証明する書類として次のいずれかを添付してください。

防災士：防災士認証状又は防災士証の写し

地震被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士：登録証の写し

（20）障害者雇用情報

ア　入力した雇用障害者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し

イ　法定雇用義務を有する者については、公共職業安定所（ハローワーク）に提出した「障害者雇用状況報告書」（令和８年６月１日現在）の写し（電子申請については申請画面の印刷）在籍状況を証明する書類〕

（21）表彰受賞歴

該当する場合は、表彰状の写しを添付してください。

（22）申請要件（参考）

〇地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことが

できる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

〇愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和 39 年７月愛媛県告示第 607 号）（抜粋）

（業者の格付け）

第３条　格付けは、次に掲げる要件の全てを満たす者で申請書を提出したものについて行うものとする。

(1)　所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税（これらのうち国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条第１項若しくは第２項の規定による納税の猶予又は地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条第１項の規定による徴収の猶予（以下「納税の猶予等」という。）を受けたものを除く。）について未納がないこと。

(2)　県税全税目（納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がないこと。

(3)　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務を履行していること（これらの規定の適用がない場合を除く。）。

(4)　当該年に係る建設業法第 27 条の 23 第１項の経営事項審査を受け、同法第 27 条の 29 第１項の総合評定値の通知を受けていること。

Ⅵ　審査結果の通知について

審査結果は、後日、「競争入札参加資格審査結果通知書」（メール）により通知します。

別表［（16）（17）関係］

○労働安全衛生法に基づく免許試験

衛生管理者免許試験	高圧室内作業主任者免許試験
ガス溶接作業主任者免許試験	林業架線作業主任者免許試験
発破技士免許試験	クレーン・デリック運転士免許試験
移動式クレーン運転士免許試験	潜水士免許試験

○労働安全衛生法に基づく技能講習

コンクリート破砕器作業主任者技能講習	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	ずい道等の覆工作業主任者技能講習
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	足場の組立て等作業主任者技能講習
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	鋼橋架設等作業主任者技能講習
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
有機溶剤作業主任者技能講習	石綿作業主任者技能講習
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	酸素欠乏硫化水素危険作業主任者技能講習
床上操作式クレーン運転技能講習	小型移動式クレーン運転技能講習
ガス溶接技能講習	フォークリフト運転技能講習
ショベルローダー等運転技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用、解体用、基礎工事用)運転技能講習
不整地運搬車運転技能講習	高所作業車運転技能講習
玉掛け技能講習	